

2020東京オリンピック・パラリンピックホストタウン 燕市推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催に係る施策を総合的に推進し、本市の更なる活性化につなげるため、2020東京オリンピック・パラリンピックホストタウン燕市推進委員会（以下「本会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大会の開催に係る情報収集及び提供に関すること。
- (2) 大会の事前合宿等の誘致、ホストタウン構想及び国際交流事業等の事業（以下「関連事業等」という。）の推進に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員に異動等があった場合、その後任者を充てる。
- 3 別表に掲げる者のほか、会長が必要と認める者。

(会長、副会長及び監事)

第4条 本会に会長、副会長及び監事（以下「役員」という。）を置く。

- 2 会長は、市長を、副会長は、燕市体育協会会長と副市長をもって充てる。
- 3 監事は、本会の同意を得て、会長が選任する。
- 4 会長は、本会を代表し、その事務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席（委任も含む）しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、当該議事につき代理人をして表決を委任した者は、出席委員とみなす。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本会に、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長が指名する者で構成する。
- 3 幹事会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、本会の目的を達成するまでとする。

ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 幹事会の任期は、前項の規定を準用する。

3 会長は、委員及び役員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(庶務)

第8条 本会及び幹事会の庶務は、教育委員会社会教育課スポーツ推進室に事務局を置いてこれを処理する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、燕市財務規則等を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年度会計年度は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成28年4月8日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

別表（第3条関係）

会長	市長
副会長	燕市体育協会会長、副市長
委員	教育長、燕市国際交流協会会長、燕市商工会議所会頭、吉田商工会会長、分水商工会会長、燕市社会福祉協議会会長、燕市スポーツ推進委員協議会会長、燕市体育協会・ミズノグループ統括、新潟県障害者スポーツ協会会長、新潟県立吉田高等学校校長、新潟県アーチェリー協会会長、ハードオフアーチェリークラブ監督、燕市アーチェリー協会会長、企画財政部長、健康福祉部長、産業振興部長、教育次長